旭川市高年齢者就業機会提供団体の認定を受ける方へ

１　目的

この認定制度は，地方自治法施行令（以下「政令」という。）第１６７条の２第１項第３号に基づく高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「旭川市高年齢者就業機会提供団体」という。）として市長の認定を受けたものにも，特定随意契約の受注機会の拡大を図るものです。

２　認定対象者

次の要件を満たすものです。

⑴　定款，寄附行為，会則等に，法第２条第１項に規定する高年齢者（以下「高年齢者」という。）について福祉増進に資する内容を明記していること。

⑵　旭川市内に事業所を置き,旭川市の物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されて，市税の滞納がないこと。

⑶　次に揚げる要件のいずれにも該当すること。

ア　団体に属する者のうち，５５歳以上の高年齢者の割合が９０％以上であること。

イ　団体に属する者のうち，旭川市内に居住する者の割合が８０％以上であること。

⑷　高年齢者の希望に応じた就業の機会を確保し，組織的に提供していること。

３　対象となる契約

政令第１６７条の２第１項第３号の規定のうち，法に規定するシルバー人材センター連合，シルバー人材センター若しくは旭川市高年齢者就業機会提供団体から，高年齢者の臨時的かつ短期的な就業機会の確保のために役務の提供を受ける契約。

４　認定申請及び受付

⑴　申請期間

ア　新規申請

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの時間に，随時，申請を受け付けます。

ただし，土曜日，日曜日，祝日等の閉庁日は除きます。

イ　継続申請

認定の継続を希望する団体については，旭川市の物品購入等競争入札参加資格更新手続きにおいて認定の申請結果を受けてから，その年の２月末日までに申請を行ってください。

上記の期間に新規申請を行った団体で，継続して認定を希望する場合は，申請時に申し出てください。

受付時間等については，「ア　新規申請」のとおりです。

⑵　申請書提出先

旭川市７条通１０丁目（第二庁舎５階）
総務部契約課制度担当

⑶　提出書類

ア　旭川市高年齢者就業機会提供団体認定申請書（様式第１号）

イ　添付書類一覧に掲げるもの

・団体に属する者の一覧（組合員・会員等）（別記様式）
・定款，寄附行為，会則又は類する書類（写し可）
・市税に滞納がないことの納税証明書（３か月以内に発行のもの）（写し可）
（総合庁舎３階税制課で交付しています。）
・事業計画書，事業実績報告書又は類する書類

⑷　申請書類の配付

総務部契約課（第二庁舎５階）又は経済部経済総務課（第二庁舎２階）で配付しています。

５　申請結果の通知

審査結果は旭川市高年齢者就業機会提供団体認定審査結果通知書により，申請後１か月以内に申請者に通知する。

６　認定団体名簿

申請後，旭川市高年齢者就業機会提供団体として認定した団体（以下「認定団体」という。）は，旭川市高年齢者就業機会提供団体名簿に登載し，公表します。

７　認定の有効期間

認定団体の認定期間は，旭川市物品購入等競争入札参加資格者の有効期間の終期とします。

８　認定団体名簿の取扱い

市が特定随意契約の発注する際の見積合せの選定の対象になります。ただし，見積合せ参加や契約を約束するものではありません。

９　契約の方法及び履行

この制度に基づく契約の方法は，原則として２者以上による見積合せによって，最も低い価格を提示した業者と契約することになります。

また，契約の履行に当たっては，関係法令及び旭川市契約事務取扱規則を遵守して行っていただきます。

なお，請け負った契約は，自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）や市が認めた場合以外の下請けはできません。

10　変更の届出

次に掲げる申請事項に変更等が生じた場合は，速やかに旭川市高年齢者就業機会提供団体変更届（様式第４号）により提出してください。

⑴　認定団体の名称，所在地，代表者又は電話番号及びＦＡＸ番号に変更があったとき。（様式第４号）

⑵　前記２にある要件に変更が生じたとき。ただし，⑶を除く。（様式第４号）

11　状況報告

認定団体は，毎年，市長が別に定める時期までに，旭川市高年齢者就業機会提供団体状況報告書（様式第５号）により，認定日の属する年度を除き，６月１日現在の団体に属する者の人数等の状況報告をしなければなりません。

12　登録者名簿からの抹消

登録者名簿に掲載されている方が，前記２の登録要件に該当しなくなった場合のほか，契約に関して談合等不正又は不誠実な行為があった場合には，この名簿から抹消する場合があります。

13　問合せ先

旭川市総務部契約課制度担当

TEL　代表２６－１１１１（内線３２９０）　２５－５７３６（直通）

旭川市経済部経済総務課

TEL　代表２６－１１１１（内線５４１３）　２５－７１５２（直通）